

## あさか冬のあかりテラス2024協賛要領

(趣旨)

第1条 この基準は、あさか冬のあかりテラス2024（以下、「冬のあかりテラス」という。）の趣旨に賛同する法人、その他団体（以下「企業等」という。）が、冬のあかりテラスに協賛する際に必要な事項を定めるものです。

(協賛の定義)

第2条 この基準において、協賛とは、企業等が朝霞市（以下「市」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

(1) 物品協賛

イルミネーションの実施に要する次に掲げる物品等の提供

- ① イルミネーションの提供（以下、「イルミ協賛」という。）
- ② ①に該当しない物品の提供（以下、「その他協賛」という。）

(2) 役務協賛

前号に該当しない役務の提供等で市が必要と認めるもの。

- 2 前項第1号①に規定するイルミ協賛は、協賛を申し出いただいた企業等がイルミネーションを設置いただくことにより行うものとします。ただし、イルミネーションの購入（リース含む。）から設置まで、あさか冬のあかりテラス2024実施業務受託者（以下、「受託者」という。）に依頼していただくことも可能です。
- 3 第1項第1号②及び第2号に規定するその他協賛及び役務協賛の例は、別表1に掲げるとおりです。
- 4 第1項1号①に規定するイルミ協賛については、複数企業等による連名の申込みも可能とします。

(募集期間)

第3条 協賛の募集期間は、募集開始日から令和6年8月30日までとします。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を申し出いただける企業等（以下、「申込者」という。）は、あらかじめ、あさか冬のあかりテラス2024協賛申込書（以下、「申込書」という。）を提出していただきます。なお、協賛の具体的な内容、条件等は、申込者と市が協議して決定するものとします。

- 2 市は、前項の協議が終了し、第9条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し、あさか冬のあかりテラス2024協賛申込受理書（以下、「受理書」という。）により受理した旨を通知します。

(イルミ協賛の実施等)

第5条 第2条第1項第1号①に規定するイルミ協賛の申込者は、第4条第2項の通知を受けた場合、市が指定する方法によりイルミネーションを設置していただきます。なお、第2条第2項ただし書きによる依頼を行う場合は、別途受託者と協議し、イルミネーションを設置してください。

(その他協賛の実施等)

第6条 第2条第1項第1号②に規定するその他協賛の申込者は、第4条第2項の通知を受けた場合、市が指定する方法により物品を納品していただきます。なお、提供いただいた物品には、企業等の名称等を表示していただくことができます。

2 市は、物品を納品した企業等が受領書の発行を希望するときは、受領書を発行します。

(役務協賛の実施等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する役務協賛の申込者は、第4条第2項の通知を受けた場合、市が指定する方法により役務の提供等を実施していただきます。

2 前項の役務の提供等について、市は実施状況の報告を求めることがあります。

(協賛の特典等)

第8条 第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定により協賛を行った企業等(以下、「協賛者」という。)の特典は、別表2に掲げるとおりです。

2 別表2に定める協賛者の特典は、内容を変更及び新たな特典を追加する場合があります。

(協賛申込の不受理について)

第9条 市は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとする。

- (1) 第4条第1項に掲げる協議が整わなかった者
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は冬のあかりテラスを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (4) 法令又は公序良俗に反する者
- (5) 冬のあかりテラスの品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
- (6) その他、市が不相当と判断する者

2 市は、協賛の申込書を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、寄贈品又は協賛物品を返戻します。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は別に定める。

別表1（第2条第3項関係）

【その他協賛の例示】

区分	物品の内容
1	組み立て式テーブル（木製）
2	木製ベンチ（フォトスポット等）
3	A看板（木製）
4	スタッフ用ベスト・帽子等
5	販売用飲料水等
6	開催期間中に実施するフォトコンテスト等の景品
7	電動ノコギリ（充電式）
8	点灯式イベント等の来場者への記念品等
9	点灯式イベントで演奏する吹奏楽部員等（中学生）への記念品
10	その他 上記以外に市が必要と認める物品

【役務協賛の例示】

区分	役務の内容
1	あさか冬のあかりテラス2024の広報PR等
2	警備員の配置
3	ごみ集積所の設置及び管理
4	あさか冬のあかりテラス2024と親和性のあるワークショップ等の企画・開催
5	その他 上記以外に市が必要と認める役務

別表 2 (第 8 条関係)

【協賛者特典一覧】

区分	特典一覧	特典希望の有・無
1	点灯式イベントへの招待及び紹介	有 ・ 無
2	あさか冬のあかりテラス 2024 に係る刊行物に協賛いただいた企業等の名称を掲載 (フライヤー、ポスター等)	有 ・ 無
3	市ホームページへ協賛いただいた企業等の名称を掲載	有 ・ 無
4	イルミネーションを設置していただいた場合、対象のイルミネーションに協賛いただいた企業等の名称を掲載	有 ・ 無
5	提供いただいた物品に協賛いただいた企業等の名称を表示	有 ・ 無
6	その他 上記以外に市において実施可能な特典	有 ・ 無

様式（第4条関係）

あさか冬のあかりテラス2024協賛申込書

令和 6年 月 日

朝霞市長 宛

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

申請者

名称 \_\_\_\_\_

代表者（役職・氏名） \_\_\_\_\_

あさか冬のあかりテラス2024に下記のとおり協賛を申込みます。

- 1 協賛の種類 物品協賛（イルミ協賛） ・ 物品協賛（その他協賛） ・ 役務協賛  
（該当する協賛種類を囲んでください。）

2 協賛の内容

- (1) 物品協賛（イルミ協賛） 申込者が設置 ・ 受託者に依頼  
（設置方法を囲んでください。）

市場価格	
------	--

- (2) 物品協賛（その他協賛）

品名	
数量	
市場価格	

- (3) 役務協賛

協賛内容	
市場価格	

3 協賛特典の希望調査

別添のとおり（別表2特典希望の欄に、○を付けて提出ください。）

4 連絡先

所属・役職： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_

電話： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

E-mail： \_\_\_\_\_

様式（第4条関係）

あさか冬のあかりテラス2024協賛受理書

令和 6年 月 日

様

朝霞市長 富岡勝則 

令和6年 月 日付で申込みのありました「あさか冬のあかりテラス2024協賛申込書」を受理します。

各協賛の実施方法等につきましては、下記のとおりとしますので、よろしく願いいたします。

記

<物品協賛（イルミ協賛）>

- ・イルミネーションの設置について **【※申込者が設置、受託者に依頼 共通】**  
市が指定する方法によりイルミネーションの設置をお願いします。  
市が別途指定する期日までにイルミネーションを設置してください。  
その他必要に応じて協議をお願いします。
- ・イルミネーションの設置について **【※受託者に依頼の場合】**  
別途受託者及び市と協議して設置してください。

<物品協賛（その他協賛）>

- ・協賛物品の納品方法について  
市が指定する方法により協賛物品の納品をお願いします。  
その他必要に応じて協議をお願いします。

<役務協賛>

- ・その他協賛の実施時期や実施方法について  
市が指定する方法により実施をお願いします  
その他必要に応じて協議をお願いします。

※上記協賛にかかる会計処理や税務上の優遇措置等の取扱いにつきましては、税務署又は税理士等にご確認ください。

担当：朝霞市都市建設部みどり公園課 宇野、菊地  
TEL：048-463-1111（代表）内線2523  
E-mail：midori\_koen@city.asaka.lg.jp